

遠距離通学等による通学費支援

R5年度から、遠距離通学等による高額通学費に関して一部補助を予定しています

この通学費支援は、県議会における令和5年度当初予算の成立を前提としたものです。

◎ 対象者 (①～③の全てに該当)

① 所得要件を満たす方

(※1) 両親(片方のみ就業)、高校生、中学生の4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満(※1)

【計算式】

令和5年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

② 通学定期券(バス・モノレール)及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える方

③ 他の通学費支援(生活保護の生業扶助等)を受けていない高校生(県立の通信制除く)(※4)、県立中学生、私立中学生

※4 私立の通信制は総務私学課(098-866-2074)に確認して下さい。

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額(※2)が15,000円(基準額)を超える場合に、15,000円を超える部分を補助(※3)

※2 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※3 100円未満切り捨て

おねがい



申請には、

通学定期券・通学回数券の領収書、
回数券の表紙

が必要です。捨てずに保管しておいて下さい。

申請方法等が決まりましたら、沖縄県教育支援課のHPに5月頃掲載をしますので、必ず確認して下さい。

バス通学支援 教育委員会



【お問い合わせ】 教育支援課 (専用ダイヤル) 098-866-2116